

## 年次有給休暇制度の国際比較

参考資料3

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
年次有給休暇制度における継続勤務要件 ※1	初年度においては <u>6か月以上</u> (次年度以降は1年間の継続勤務)	<u>法令上の規定なし</u>	勤務を開始した <u>初日から取得可能</u>	労働契約が成立してから <u>6か月以上</u> ただし、勤続6か月未満の場合、継続勤務1か月当たり12分の1の休暇を付与。	同一の使用者の下で、年休基準年度(6月1日～翌年5月31日)内の継続勤務が <u>10日間以上</u>
年次有給休暇の付与日数※1	<u>勤続6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(ただし、最高20日)</u>	<u>法令上の規定なし</u>	<u>1年につき、週の就労日×5.6日間(ただし、最高28日)</u>	<u>1年につき、24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)</u>	<u>1年につき、30労働日(1月につき2.5労働日)</u>
(参考) 試用期間※2	<u>一般的には3～6か月</u> <sup>※3</sup> (法令上の規定なし)	<u>法令上の規定なし</u>	<u>一般的には3～6か月間</u> (法令上の規定なし)	<u>一般的には3～6か月間</u> (法令上の規定なし)	一般職: 上限2か月、準総合職・準管理職: 上限3か月、総合職・管理職: 上限4か月 (無期限雇用契約の場合)

※1 「データブック国際労働比較2016」(2016年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT))を基に内閣府規制改革推進室にて作成。

※2 日本・アメリカを除き、「欧州・ロシア雇用制度一覧」(2016年10月 独立行政法人日本貿易振興機構)による。

※3 「従業員の採用と退職に関する実態調査－労働契約をめぐる実態に関する調査(I)－」(2014年3月 JILPT)による。